

# 設 計 書

令和 8 年度

都市計画課

業 務 名	令和8年度 下関市都市計画図修正業務
-------	--------------------

下 関 市

# 業務委託設計書

都市計画課

	課長	課長補佐	課長補佐	係長	主任	係員	検算	設計

実施年度 令和 8 年度

業務名 令和8年度 下関市都市計画図修正業務

実施場所 下関市 都市計画区域内

業務概要	数値地図修正	1式
	数値地形図縮小編纂	1式
	都市計画道路参考図綴作成	1式
	成果品データ作成	1式

委託予定期間 令和9年3月19日まで

設計金額 (元設計金額)	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
変更設計金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
変更請負額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	

設計用紙

下関市



設 計 内 訳 書

令和8年度 下関市都市計画図修正業務

項目	規格	形状寸法	単位	数量	単価	金額	摘 要
直接費							
数値地図修正 (レベル2,500)							
	計画準備		式	1.00			第1号代価表
	既成図数値化		箇所	6.00			第2号代価表
	デジタル予察		km <sup>2</sup>	3.50			第3号代価表
	現地調査		km <sup>2</sup>	3.50			第4号代価表
	修正数値図化		km <sup>2</sup>	3.50			第5号代価表
	修正数値編集		km <sup>2</sup>	3.50			第6号代価表
	数値地形図データファイルの更新		式	1.00			第7号代価表
合計							
数値地形図縮小編纂 (レベル10,000)							
	データファイル編纂・編集		式	1.00			第8号代価表
	数値地形図データファイルの更新		式	1.00			第9号代価表
合計							
数値地形図縮小編纂 (レベル25,000)							
	データファイル編纂・編集		式	1.00			第10号代価表
	数値地形図データファイルの更新		式	1.00			第11号代価表
合計							















































## 下関市都市計画図修正業務 特記仕様書

### 第1章

1：業務名 令和8年度 下関市都市計画図修正業務

2：業務期間 契約締結の日から令和9年3月19日まで

3：目的

本業務は、平成21年度に作成され、令和4年に修正された都市計画図データについて、経年変化の著しい箇所を対象に、道路河川管理課が保有する道路台帳図や関係機関が保有する工事竣工図や設計図書を用いて最新の都市計画図を作成することを目的とする。

4：業務対象地域

本業務の対象地域は下関市都市計画区域内とする。

5：業務概要

本業務の概要は以下のとおりとし、作業範囲図は別添のとおりとする。

1) 製品仕様書の作成	1.0式
2) 数値地図修正（地図情報レベル2,500）	3.5k㎡
【長州出島、印内地区、安岡地区、王司清末小月地区等】※別紙参照	
3) 数値地形図縮小編纂（地図情報レベル10,000）	3.5k㎡
4) 数値地形図縮小編纂（地図情報レベル25,000）	3.5k㎡
5) 都市計画道路参考図綴り	1.0式
6) 成果品データ作成	1.0式

6：準拠する法令等

本業務にあたっては、仕様書による他、次の関係法令等に準拠して行うものとする。

- 1) 都市計画法、同施行令、同施行規則
- 2) 測量法、同施行令、同施行規則
- 3) 下関市公共測量作業規程
- 4) 国土交通省公共測量作業規定の準則
- 5) 下関市道路台帳作成要領書

- 6) 共用空間データ調達仕様書及び基本仕様書（総務省）
- 7) 地理情報標準プロファイル（JPGIS） 2014 版
- 8) 空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGIS 版 Ver1.0
- 9) 品質要求、評価及び報告のための規則 Ver1.0
- 10) 著作権法
- 11) 下関市契約規則
- 12) その他関係法令、通達等

## 7：データの運用

下関市都市計画図は、本市が運用している「統合型地理情報システム」「しものせき情報マップ」で利活用ができるように搭載するデータについて構造化処理をするものとする。また、中間検査として、各工程（注記、色調、レイヤ毎の調整等）において「統合型地理情報システム」を用いて実施するものとする。困難な場合は、乙にて総合行政ネットワーク（LGWAN-ASP）を介した GIS に搭載し、職員がパソコンで確認できるよう設定するものとする。

## 8：貸与資料

本業務を実施するにあたり、貸与する資料は次のとおりです。

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 1) 数値地形データファイル（地図情報レベル 2,500）  | 1 式 |
| 2) 数値地形データファイル（地図情報レベル 10,000） | 1 式 |
| 3) 数値地形データファイル（地図情報レベル 25,000） | 1 式 |
| 4) デジタル航空写真による撮影成果（測量成果簿ほか）    | 1 式 |
| 5) 道路台帳図（地図情報レベル 1,000）        | 1 式 |
| 6) 竣工図、設計図書データ                 | 1 式 |
| 7) その他必要な資料、データ                |     |

なお、データの受け渡しに必要な電子データ記録媒体については、乙で用意すること。

## 9：打ち合わせ協議

本業務の実施期間中において、乙は甲と綿密な連絡を保ち、必要に応じて対面もしくは Web 形式にて打ち合わせを行い、業務を遂行する。なお、乙は、協議用資料の作成及び協議録・打合せ記録書を作成する。

## 10：提出書類

本業務を実施するにあたり乙は、下記の書類を作成し提出するものとする。

- 1) 業務実施計画書

- 2) 工程表
- 3) 管理技術者及び照査技術者届出書
- 4) その他監督員の指示による書類

#### 1 1 : 管理技術者及び照査技術者

本業務の管理技術者及び照査技術者は、業務全体の技術管理責任者として日本測量協会「空間情報総括監理技術者」又は「地理空間情報専門技術者（写真測量1級）」の資格を取得していると共に、デジタルカメラ成果を用いた都市計画基本図（地図情報レベル2500）の作成に精通した者とする。上記条件を判定する為、資格証明書（写し）及び他自治体における同種業務実績証明書（完了テクリスで可）を提出するものとする。また、担当技術者のうち、1名は下関市内に常駐する測量士が担当すること。

#### 1 2 : 成果品の検査・納品

本業務の成果品については、管理技術者立ち合いの上で甲の検査を受けた後、納品するものとする。

#### 1 3 : 成果品の瑕疵

本業務は、完了検査の合格及び成果品の納品をもって業務の完了とするが、業務完了後であっても成果品に不備又は是正すべき事項が判明した場合は、乙の負担において速やかに必要な措置を講じるものとする。

#### 1 4 : 成果品の帰属

有形、無形を問わず本業務で得られた成果品及び中間成果品の権利は、甲に帰属するものとする。ただし、使用権許諾契約を締結するもの、知的財産権の有するものはこの限りではない。

#### 1 5 : 過失責任

本業務の実施に当たり、故意又は過失に関わらず障害が生じた場合は、乙の負担において処理するものとする。

#### 1 6 : 疑義

本特記仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本特記仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### 1 7 : 守秘義務

乙は、業務上知り得た情報を甲の許可なく他に利用し、又は第三者に漏らしてはな

らない。尚、情報保護の観点から以下のどちらかの資格を取得していなければならない。

(1) J I S Q 1 5 0 0 1

プライバシーマーク：個人情報保護マネジメントシステム

(2) I S O 2 7 0 0 1

I S M S : 情報セキュリティマネジメントシステム

#### 1 8 : 品質管理

本業務を遂行するに当たり、乙は、ISO 9 0 0 1（品質管理マネジメントシステム）に基づき適切な品質管理を行い、必要な技術的能力の向上に努めるものとし、主要作業工程の終了後には精度管理表を作成して、その品質管理に努めなければならない。

#### 1 9 : 土地の立ち入り等

- (1) 乙は、業務を実施する上で、国有地、公有地又は私有地に立ち入る必要がある場合は、予め身分証明書交付願を甲に提出し身分証明書の交付を受けなければならない。
- (2) 乙は、第三者の土地への立ち入りにあたっては、身分証明書を携帯し、土地の所有者または使用者の了解を得た上で、立ち入らなければならない。
- (3) 乙は、立ち入り作業完了後 1 0 日以内に身分証明書を甲に返却しなければならない。

#### 2 0 : 安全等の確保

乙は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、常に測量の安全に留意し、現場管理を行わなければならない。

#### 2 1 : 行政情報流出防止対策の強化

- (1) 乙は、本業務の履行に関するすべての行政情報について、関係法令を遵守するほか、適切な流出防止対策をとらなければならない。
- (2) 乙は、本業務に関わるすべての社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問等（以下「社員等」という。）に対し、行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- (3) 乙は、退職する社員等についても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- (4) 乙は、甲が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこととする。
- (5) 乙は、本業務の履行に関し甲から提供を受けた行政情報（甲の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において甲から変換を求められた場合は、速やかに甲に返却するものとする。

- (6) 乙は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下、情報管理責任者）と  
いう。）を選任及び配置するものとする。
- (7) 乙は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
- ① 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
  - ② 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
  - ③ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策
- (8) 乙は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流  
出事故にあった場合には、速やかに、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- (9) 甲は、乙の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を  
行うことができる。

## 第2章 業務内容

### 1：製品仕様書の作成

乙は、本業務の着手に当たり、発注者との協議により図式変更などが行われた場合、下関市が保有する製品仕様書（H30）の図式規程及びデータファイル仕様書、データ取得分類表を適宜修正加筆し、測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す製品仕様書（案）を作成するものとし、データ整備の内容に合わせて製品仕様書の更新を行うものとする。

### 2：数値地図修正（地図情報レベル2,500）

#### （1）計測用基図作成

現行の都市計画図（DMデータ）に基づき以下の手順により計測用基図を作成する。

- ① 道路台帳平面図が更新されている地区は、道路台帳図データ（地図情報レベル1,000）を地図情報レベル2,500に縮小し、不要な項目を等高線間引き、注記調整、記号調整を施す。
- ② その他測量図面がない地区は、貸与する航空写真、工事竣工図または設計図書から縮尺を調整して地形図に挿入するものとする。

#### （2）計測

デジタルカメラ又はスキャナによる計測は、計測用基図を用いて、図葉単位で取得する。分類コードは、公共測量作業規定の準則付録7の数値地形図データ取得分類表を標準とする。

#### （3）数値編集

- 1 計測データを基に、図形編集装置のスクリーンモニター上で対話処理により、データの訂正、属性等の付与及びその他必要な処理を行う。
- 2 計測データに取得漏れ、誤り等がある場合は訂正する。
- 3 隣接する図郭間の計測データの不合は、接合処理により一致させる。
- 4 入力されたデータは、図形編集装置を用いて、追加、削除、修正等の処理を行い、編集済データを作成するものとする。
- 5 道路縁（街区線）、河川（河川・海岸線）は、連続性を持たせた編集を行うものとする。
- 6 等高線データは、スクリーンモニター又は地図情報レベル2,500相当の出力図を用いて点検を行い、矛盾箇所等の修正を行うものとする。
- 7 点検のための出力図は、自動製図機を用いて編集済データより作成するものとし、地図情報レベル2,500で出力する。なお、数値地形図データは、作業規程の付録7「公共測量標準図式」を標準とする。

8 出力図の点検は、編集済データ及び出力図を用いて行うものとし、編集済データの論理的矛盾等の点検は、点検プログラム等により以下の検査を行うものとする。

- ① 2重取得データの検査
- ② 標高点の検査、点要素の重複検査
- ③ 等高線の検査
- ④ 同一要素の交差検査、自己交差の検査
- ⑤ 面データタイプの始終点座標一致の検査
- ⑥ 異なる要素の交差の検査
- ⑦ 図郭間接合の検査
- ⑧ 射影部の併合検査
- ⑨ 注記書式検査

9 精度管理においては、数値編集精度管理表を作成し、取得項目毎に脱落及び誤記がないかの確認を行うものとする。

#### (4) 数値地形図データファイルの作成

- 1 数値地形図データファイルの更新は、(3)で修正された編集済数値地形図データから製品仕様書に従って数値地形図データファイルを更新し、磁気的媒体へ記録するものとする。
- 2 作成された数値地形図データファイルは、点検プログラム又は、グラフィックディスプレイへの表示等により、論理的矛盾等の点検を行う。
- 3 作成された数値地形図データファイルは、「国土基本図図式」上で分類されているレイヤーコード毎にデータを作成すること。

### 3：数値地形図縮小編纂（地図情報レベル 10,000 及び 25,000）

「2：数値地形図編纂（地図情報レベル 2,500）」で修正された数値地形図について縮尺ごとに更新するものとする。

#### (1) データファイルの編纂・編集

地図情報レベル 10,000 及び 25,000 に不要な項目についてデータ処理で間引いた後、縮小数值編集し、編集済数値地形図データを作成するものとする。縮小編纂の過程は地図情報レベル 10,000 を用いて 25,000 を更新するものとする。

処理するものについては、等高線間引き、注記調整、記号調整、図郭編纂等を行い、縮小数值編集をする。

#### (2) 数値地形図データファイルの更新

数値地形図データファイルの更新は、(1) で修正された編集済数値地形図データから数値地形図データファイルを更新し、磁氣的媒体へ記録するものとする。

#### 4：都市計画決定データ修正

- (1) 地形の経年変化修正に伴い発生する都市計画決定データの修正を行うものとする。貸与する都市計画決定データをもとに、地図情報レベル 10,000 で編集を行う。入力には地形地物と矛盾が生じないように、数値地形図データとの整合性に注意を払うとともに、各レイヤ間の整合性を保ちながら編集を行うこと。

都市計画決定データ

- ①用途区域 ②防火・準防火地域 ③都市計画道路 ④地区計画

#### 5：都市計画道路参考図綴り

- (1) 本業務にて作成された、数値地形図データファイル（地図情報レベル 10,000）前項にて修正した都市計画道路をオーバーレイし、印刷製本をすることとする。凡例等については、現行の都市計画道路参考綴りを参考するものとし、甲の確認を受けるものとする。

#### 6：成果品データ作成

- (1) 本業務にて作成された数値地形図データファイルより Shape ファイルデータ（地図情報レベル 2,500、10,000、25,000）を作成する。テキスト Shape は各地図情報レベルで表示・加工ができるサイズに処理されたデータも合わせて作成すること。
  - ① Shape ファイル形式は、統合型地理情報システムに搭載可能な形式として、構造分類について整理のうえ、設定するものとする。
  - ② 索引図のデータ形式は、PDF 形式とする。
- (2) 本業務にて作成された、数値地形図データファイルより HP 掲載用の DXF データを作成するものとする。
- (3) しものせき情報マップ搭載データ作成  
修正された数値地形図データから「しものせき情報マップ」に関する必要な地物要素を抽出し構造化に必要な編集を行い Shape ファイルに出力すること。

## 7：品質評価

品質評価は、製品仕様書の品質評価手順に基づき実施し、品質評価報告書としてとりまとめるものとする。

### 【数値地形図データに関する品質評価の項目】

データ品質要素	データ品質副要素	説明
完全性	過剰	データ集合内の過剰なアイテムの存在の度合い
	漏れ	データ集合からのアイテムの欠落の度合い
論理一貫性	書式一貫性	アイテムがデータ集合の物理構造を規定する規則に従って格納されている度合い
	概念一貫性	概念スキーマ規則への忠実さ
	定義域一貫性	データがデータ集合の物理的構造に従って格納されているか
	位相一貫性	データ集合の位相特性（面が閉じているか等）が正しいか
位置正確度	絶対又は外部正確度	促成された座標値と真又は真とみなす座標値との近さ
時間正確度	時間測定正確度／時間一貫性	測定された時間属性の示す時間と、真又は真とみなす時間との近さ
主題正確度	分類の正確性	地物又は属性の分類が正しいか
	非定量的属性の正確度	名称などの非定量的属性が正しいか

### 【各種データに関する品質評価の項目】

評価対象データ	品質要素	説明
DXF 形式データ Shape 形式データ	データ容量	データ要領及び動作速度
	レイヤ構成	製品仕様書に沿って作成されているか
	データ種別	決められたデータ種別（線、点、文字）で作成されているか
	属性情報	項目の確認
	図面表現	図面表現が正しくされているか
	注記	注記と地形図とが重なっていない

		か 文字スタイルの確認
--	--	----------------

※各種電子データの成果品についてはウィルスチェックを行っておくこと。

## 8：成果品の瑕疵

- (1) 本業務の成果品は、「統合型地理情報システム」及び「しものせき情報マップ」での円滑な運用を前提としており、乙は品質評価結果に基づいて、甲及びシステム導入業者及び保守運用業者によるデータ検証・運用テストを受けなければならない。
- (2) データ検証・運用テストの結果、乙による明瞭なデータ不備等によるシステム障害が発生した場合は、乙の責任において直ちにデータの修正を行うものとし、甲の承諾を得られた段階で品質保証書を提出するものとする。データ検証・運用テストに係る費用については全て乙の負担とする。

## 9：成果品

本業務の成果品は下記の通りとする。なお、成果品の著作権は下関市が有するものとする。

### 1) 地図情報レベル 2500

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| ①数値地形データファイル (DM 形式) | 1 式 |
| ②索引図 (PDF 形式)        | 1 式 |
| ③Shape ファイル          | 1 式 |
| ④DXF データ形式           | 1 式 |
| ⑤各種精度管理表             | 1 式 |
| ⑥数値地形図データファイル説明書     | 1 式 |
| ⑦製品仕様書               | 1 式 |
| ⑧メタデータファイル           | 1 式 |
| ⑨品質評価報告書             | 1 式 |

### 2) 地図情報レベル 10,000

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| ① 数値地形データファイル (DM 形式) | 1 式 |
| ② 索引図 (PDF 形式)        | 1 式 |
| ③ Shape ファイル          | 1 式 |
| ④ DXF データ形式           | 1 式 |

### 3) 地図情報レベル 25,000

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| ① 数値地形データファイル (DM 形式) | 1 式 |
| ② 索引図 (PDF 形式)        | 1 式 |
| ③ Shape ファイル          | 1 式 |

④ DXF データ形式	1 式
4) 都市計画道路参考綴り	1 部
5) 都市計画決定データ	1 式
6) 協議簿	1 式
7) その他必要な資料 (監督職員の指示による)	1 式
8) 業務報告書 (A 4 版のパイプ式ファイルによる)	2 部
9) 上記成果品の電子データ (CD-R 等の記録媒体による)	2 部

## 別紙 対象範囲

ID	年度	内容	面積(km <sup>2</sup> )
1	R7	長州出島	0.38
2	R7	武久幡生本町線ほか2線	0.19
3	R7	印内地区交差点改良事業	0.01
4	R7	安岡地区複合施設周辺	0.03
5	R7	新総合体育館周辺	0.04
6	R7	王司清末小月地区	2.52
7	R7	大字安岡地区	0.06
8	R7	菊川総合支所・体育館	0.01
9	R7	乃木浜総合公園（完成後）	0.30

## 委託業務共通仕様書

## 1 総則

本仕様書は、甲が委託する調査等業務に適用するものとする。

## 1 : 1 一般事項

- (1) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び山口県業務委託共通仕様書、監督員の指示に従うものとする。
- (2) 優先順位は、監督員の指示、特記仕様書、共通仕様書の順とする。
- (3) 乙は、次の事項に留意の上、業務を行うこと。
  - ア：関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
  - イ：業務実施にともない、知り得た秘密について他に漏らさないこと。
  - ウ：定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
  - エ：業務の実施にあたり契約図書及び甲の指示に従い、業務の意図、目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するよう努めること。
- (4) この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び設計業務の細目については、甲と協議の上その指示を受けなければならない。
- (5) 管理技術者
  - ア：乙は管理技術者を定め、甲に届け出るものとする。
  - イ：管理技術者は、仕様書等に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。
  - ウ：管理技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。
- (6) 照査技術者
  - ア：乙は照査技術者を定め、甲に届け出るものとする。
  - イ：照査技術者は、成果物の内容の技術上の照査を行うものとする。
  - ウ：照査技術者は、照査を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

## 1 : 2 履行

- (1) 乙は、契約後所定の様式により関係書類を遅滞なく提出すること。
- (2) 打ち合せ協議等は、その内容について、その都度乙が記録簿を作成し、相互に確認を行うものとする。
- (3) 業務が完了したときは、速やかに甲に報告し完了検査を受けること。
- (4) 業務の乙の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、そのほか必要な措置を取らなければならない。
- (5) 乙は、契約時又は完成時において、委託料100万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完成後10日以内に測量調査設計業務実績情報サービス(T E C R I S)に基づき、「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに業務登録するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出しなければならない。

## 2 貸与及び公表

許可なく本業務に関しての成果及び資料等を公表してはならない。貸与された関係資料は、業務終了後速やかに返却すること。

## 3 その他

本業務に関し、第三者に損害等を与えた場合は、乙の責任においてこれを賠償すること。

## 特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

### 1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

### 2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

### 3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

### 4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

### (資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

# 位置図

